

意見書

平成 20 年 3 月 21 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 20 年 2 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案(長期増分費用方式に基づく平成 20 年度の接続料等の改定)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. NTSコストの接続料原価算入

本来NTSコストは全て基本料原価として回収すべきものであり、今回き線点 RT-GC 間伝送路費用に係る NTS コストを接続料原価に算入することは暫定措置となります。このことは、平成19年9月20日付情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(以下、「接続料算定に係る答申」という。)において「き線点 RT-GC 間伝送路費用は、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入」とされていることから明らかです。このため、弊社共は、ユニバーサルサービスの在り方、基本料の在り方等を含め、NTSコストの在り方に係る見直しの検討を早期に実施すべきであると考えます。

加えて、き線点 RT-GC 間伝送路費用に係る NTS コストを接続料原価に算入するのであれば、接続事業者も当該伝送路費用を負担していることから、き線点 RT における接続を可能とすべきです。具体的には、き線点 RT-GC 間伝送路がある場合には、き線点 RT まで光ファイバ化が行われていることから、き線点 RT(RT ボックス)において接続事業者のコロケーションを実施することを可能とし、これを起点として DSL サービスを提供することを可能とすべきと考えます。

以下に、接続料算定に係る答申案に対する弊社共意見の関係部分を再掲します。

【NTT 東西における効率化の検証】

平成16年10月19日付け情報通信審議会答申[※]において、NTSコストの回収は基本料の費用範囲の中で行うことが適当とされたことを受け、NTT 東西は同コストの基本料収入による回収を可能とすべく、経営効率化を進めてきているものと考えます。今回、接続料によるNTSコストの回収を実施する前に、まずはNTT 東西における経営効率化の状況を具体的に検証し、実績費用の方がLRICにおける費用よりも少ない現状等を踏まえ、まずはNTT 東西の内部における吸収可能性を再度追求した上で、接続料による回収の必要性を判断すべきであると考えます。

※「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」:

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041019_7-1.pdf

【暫定的措置であることの明確化】

上述のとおり、そもそもNTSコストは基本料対応費用であり、接続料原価に含めるべきもの

ではないと明確に整理されたものであることから、仮に接続料においてユニバーサルサービス費用の一部をまかなうことが必要とされた場合でも、今回の制度変更はあくまでも暫定的な措置であることを明確化すべきであると考えます。

また、本答申(案)において「平成 20 年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点 RT-GC 間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当」とされていますが、この検討にあたっては、当然ながら、き線点 RT-GC 間伝送路費用を含む NTS コストは基本料対応費用であることを前提として議論が行われるべきであると考えます。

【接続料とは別体系としての整理】

仮に本答申(案)に沿い NTS コストの一部が接続料原価に移行されたとしても、移行に伴うレートベースの増加により NTT 東西の得る報酬額が上昇することは適切でないと考えます。本来基本料対応費用でありながらも、ユニバーサルサービス費用の一部を補うべく接続料から回収するとされる部分に関しては、その他の接続料原価と同様に扱うのではなく、接続料とは別の体系で必要額のみ回収する整理とすべきであると考えます。

また、今回接続料原価に算入する「実際のネットワークにおける RT 設置局である局舎のき線点 RT-GC 間伝送路費用」については、今回のユニバーサルサービス制度見直しに伴う NTT 東西への補てん額の縮小に対応した費用という趣旨から、ユニバーサルサービスにおいて補てん対象である局舎の費用に限定すべきと考えます。

2. 答申時推定値との関係

接続料算定に係る答申において、平成 20 年度以降の接続料水準の推定値が示されていますが、平成 20 年度における推定値は 4.3-4.5 円(GC 接続 円/3 分)となっており、今回の認可申請値(GC 接続 4.53 円/3 分)はこれを上回る水準となっています。この上限値(GC 接続 4.5 円/3 分)は保守的な予測に基づく推定値であったものと考えますが、それにも係らず、接続料水準が、接続料算定に係る答申時の推定値を超えたものとなることは、接続事業者の事業運営における予見性上問題があるため、弊社共は、今回の認可申請値が接続料算定に係る答申時の推定値を越えることとなった詳細な要因及び主要なコストドライバを、認可に先立ち明らかにすべきと考えます。このことは、次年度以降の接続料算定時にさらに推定値との乖離が拡大する懸念を払拭するためにも必要な措置であると考えます。

3. 光ファイバ経済的耐用年数

今回の認可申請では、光ファイバの経済的耐用年数は過去の実績に基づく撤去法により推計されていますが、現在使用されている光ファイバの技術進展による耐用年数の長期化等を反映することにより、光ファイバの経済的耐用年数はさらに長期間となると考えます。

今回の認可申請に用いた入力値を定めた平成 20 年 1 月 29 日付情報通信審議会答申「接

続料規則等の一部改正について」(以下、「接続料規則改正に係る答申」という。)の答申時の審議会の考え方においては、「光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。」とされているところであり、弊社共は、次回の接続料算定時に用いる入力値の見直しに向けて、現時点からデータ収集や推計方法に係る検討を開始すべきと考えます。

以下に、接続料規則改正に係る答申案に対する弊社共意見書の関連部分を再掲します。

光ファイバに適用される経済的耐用年数については、過去の撤去実績を踏まえ撤去法により推計されているところですが、以下の点を考慮すると、過去の撤去実績のみで算定することは適切でないと考えます。

- 光ファイバ・光ケーブル・加入者引込線の技術は現在ほど成熟していなかったと考えられること
- 光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること
- 実績として参照されているメタルケーブルは以下のようなNTT東西の事業推進上の理由により、本来の寿命を全うすることなく廃用されたため、当該理由により寿命短縮となったメタルケーブルの実績値等を、光ケーブル寿命の算定の根拠となる参照数値から除外する必要があること
 - ・ π システムによる光化エリアの構築
 - ・ 現在もコスト回収の議論が尽きない NTS コストを発生させた都市部のビルの RT 化やルーラルエリアにおける ISDN 化の進展
 - ・ き線点 RT 化の推進のためのメタルケーブル廃用 等
(なお、上記により ADSL の提供が困難となり、利用者利便を損ねる結果になっていることから、メタルケーブルの廃用が妥当だったとは言えないと考えます。)

具体的には、光ファイバの経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用し、撤去されていない稼働中の光ファイバについては撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきであると考えます。

陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数は対腐食性や今後の光ファイバサービスの進展を考えれば 30 年以上が適当だと考えます。架空メタルケーブルの経済的耐用年数が 23.7 年となっているのに対し、陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数がそれよりも短い 15.1 年となっているのは不適切であり、少なくとも現行パラメータである 20.3 年もしくは架空メタルケーブルと同じ 23.7 年以上であるべきと考えます。

4. 次期接続料の検討

平成 20 年度においては、PSTN から携帯電話や 0AB-J IP 電話への移行の進展が見込まれる他、ユニバーサルサービスの見直しが実施される等、PSTN を取り巻く環境が大きく変化することが想定されます。

従って、このような環境変化が予想されることを踏まえ、次期接続料の在り方について早期に議論を開始すべきと考えます。

なお、この次期接続料の在り方の見直しを行う際には、基本料の在り方、ユニバーサルサービスの在り方、接続料における東西格差及び近々に指定電気通信設備の指定を受け接続約款に規定されるひかり電話に係る接続料等、PSTN 接続料に関連する様々な問題を併せ、全体的な議論を行うことが必要と考えます。

以上